

○大隅肝属広域事務組合職員の身元保証に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第8号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の身元保証に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の身元保証契約について必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 この規則で職員とは、常勤の一般職の職員（臨時に雇用された者を除く。）をいう。

（身元保証書の提出）

第3条 職員として採用された者は、採用辞令を受けた日から10日以内に身元保証書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

（保証人の要件）

第4条 保証人は2人とし、大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体（以下「関係市町」という。）内に住所を有し、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、やむを得ないときは、そのうちの1人は関係市町外に住所を有する者をもって充てることができる。

（保証人の変更）

第5条 前条に規定する保証人であっても、管理者において不相当であると認めるときは、変更を命ずることができる。

2 前条に規定する保証人が2人ともに組合の職員である場合又は本人と生計を同じくする者である場合には、保証人のうち1人の変更を命ずることができる。

（身元保証書の再提出）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に準じ、新たに身元保証書を提出しなければならない。

- (1) 保証人が失そう、死亡又は転居したとき。
- (2) 保証人が第4条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 保証契約の解除により身元保証人を欠くに至ったとき。
- (4) 第8条に規定する身元保証契約の期間が満了したとき。

（身元保証契約の禁止）

第7条 組合の職員は、2人以上の組合職員の保証人になることはできない。

（身元保証契約の効力及び期間）

第8条 身元保証契約の期間は、5年とする。

（身元保証人に対する通知）

第9条 管理者は、職員に業務上不適任又は不誠実な事跡があつて、身元保証人の責任を引き起こすおそれがあると判明したときは、直ちに身元保証人に通知しなければな

らない。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

身 元 保 証 書			
		職 名	
		氏 名	
		年 月 日生	
<p>上記の者が大隅肝属広域事務組合職員として在職中は、諸規定を守り、誠実に勤務させるとともに、本人の身上については、一切のことを私どもにおいて保証いたします。</p> <p>もし、本人の故意又は過失によって組合に損害をかけたときは、私どもが連帯してこれを賠償し、組合に対して一切迷惑はかけませんから後日のために身元保証書を提出いたします。</p>			
平成 年 月 日			
保証人	住 所		
	氏 名		印
		年 月 日生	
保証人	住 所		
	氏 名		印
		年 月 日生	
大隅肝属広域事務組合			
管理者 様			